

# 若者定住促進にかかる 奨励金等の申請をお忘れなく

養父市若者定住促進条例は、養父市の若者の定住促進を図ることによって活力ある市の担い手を育成し、活気に満ちあふれた地域社会を築くことを目的として設置されたものです。

## ◆基本的な支給要件

- ①平成 16 年 4 月 1 日以降で、養父市内に居住する住民基本台帳（外国人登録原票を含む）に登録されている満 16 歳以上 40 歳未満の方。
- ②市税、使用料等を完納している方。

## ◆交付対象にならない方

- ①地方公共団体など官公署に勤務する方で、定年適用を受ける方（国・県・市町の各機関、公立学校、公立病院に勤務する職員の方は交付対象となりません）

※これらの事業所に勤務する臨時職員、パート職員は交付対象となります。

②就労先が商工会、観光協会、森林組合、社会福祉協議会は交付対象団体となります。

## ◆2月は住宅奨励金・家賃対策補助金の申請月です

2月は、若者定住にかかる住宅奨励金・家賃対策補助金の申請月です。忘れずに申請してください。

## ◆お問い合わせ

養父市若者定住促進条例の交付申請及び問い合わせ先は次のとおりです。

養父市役所政策監理部企画政策課（☎ 662 - 7602）、または各地域局振興課まで

奨励金等の種類	要件等	申請日	奨励金等の金額	次年度以降の申請
住宅奨励金	平成 16 年 4 月 1 日以降に、規則に定める専用又は併用住宅及び住宅用地を取得した方	取得した住宅等の最初の課税年度の <b>2月中</b>	交付対象物件に係る固定資産税相当額（年税額）の2分の1（増改築にあつては、増改築部分の固定資産税相当額）で3年間交付し、1カ年度 10 万円以内	2月に住民票、納税証明書、公課証明書を添付し申請
家賃対策補助金	平成 16 年 4 月 1 日以降に、市内に所在する賃貸住宅に入居し、月額 4 万円を超える家賃を支払っていること	入居日の翌月の日に属する年度の <b>2月中</b> ※中途退去の場合には退去時	4 万円を超える家賃額で、月額 1 万円以内とし交付は 3 年間	2月又は満了月に住民票、納税証明書を添付し申請
結婚祝い金	平成 16 年 4 月 1 日以降に、本市に婚姻届を提出した方で、届出日において市内に居住し、夫婦いずれか一方が年齢要件を満たしていること	届出の日以降、その日の属する年度内	5 万円	
出産祝い金	平成 16 年 4 月 1 日以降に、第 3 子以降を出産し、出産時において市内に 3 年以上居住し、18 歳未満の子を 2 人以上養育していること。また、夫婦いずれか一方が年齢要件を満たしていること	出産の日以降、その日の属する年度内	第 3 子以降 1 子ごとに 10 万円	
就労奨励金	平成 16 年 4 月 1 日以降の新規学卒就労者又は卒業後 1 年以内に就労した若者で、就労後 3 年以上、市内に居住した方（いずれも中途退学者を含む）	就労から 3 年経過した日以後、その日の属する年度内	10 万円	
U・Iターン奨励金	平成 16 年 4 月 1 日以降に転入し、その後新規就労し、転入後 3 年以上居住する方（ただし、本支店間の異動による就労者は除く）	転入の日から 3 年経過した日以後、その日の属する年度内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者 = 10 万円</li> <li>・世帯者 = 20 万円</li> </ul>	